

2020 人事院勧告・報告に対する自治労見解

1. 人事院は10月28日、本年の月例給の官民較差が▲0.04% (▲164円) と、ごくわずかにとどまったことから、給料表の改定を行わないとする報告を行った。また、先行して10月7日には、一時金について0.05月引き下げる給与勧告及び公務員の人事管理に関する報告を行った。
2. 2020人勧期闘争にあたって自治労・公務員連絡会は、コロナ禍の中、良質な公務・公共サービスを確実に提供するためにも、必要な要員と賃金労働条件が確保されなければならないとして、公平・公正で客観的な官民比較に基づく給与勧告を人事院に求め、2020人勧期統一署名(497,717筆の集約)に取り組みながら、粘り強い交渉を進めてきた。
3. 本年の月例給官民較差が極めて小さく、「給料表の改定なし」となった要因は、先行した一時金勧告の考え方と同様に、4月時点の官民比較という制度の仕組みによるところが大きい。2020春闘や各種統計調査の結果などを踏まえれば、一定の整合性は確保されたと捉えることができる。
一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や急激に落ち込んだ地域の経済対策、頻発する大規模災害などから住民の命と生活を守るため懸命に奮闘している組合員の実態や思いを踏まえると、給与水準の低下に繋がる一時金引き下げの人事院勧告は残念と言わざるを得ない。
4. 今後は、勧告・報告の取り扱いが焦点となるが、客観的な官民比較の結果等を踏まえた国会における公務員給与に関する冷静な議論と臨時国会の会期中の法案成立を図る。自治労は、この間、給与構造改革や給与制度の総合的見直しなどにより、国と地方の給与格差が拡大させられてきた事実を踏まえ、運用改善による賃金水準の回復を求めていく。また、国の非常勤職員には勤勉手当が支給されている一方で地方の会計年度任用職員は期末手当しか支給されていないなどの実態を踏まえつつ、本来あるべき均衡・権衡の確保に向けた闘いを強化していく。
5. 自治労は、2020賃金確定闘争に向けて、引き続き人事委員会対策と労使交渉を強化しながら、給与水準の維持・改善を求めるとともに、本部は、各自治体における労使交渉結果に対し国が不当な干渉を行うことのないよう、総務省・国会対策を強化する。自治労運動の基本である「自らの賃金・労働条件は、労使交渉によって決定する」という原則に立ち、単組・県本部・本部が一体となって産別統一闘争を全力で展開する。

2020年10月28日
全日本自治団体労働組合